浜岡原子力発電所 1,2 号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物の クリアランス制度適用に係る認可申請について

2017年10月17日

当社は、浜岡 1,2 号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物へのクリアランス制度(注 1)の適用に向け、必要な取り組みを進めています。

このたび、原子炉等規制法第61条の2の規定に基づき、原子力規制委員会に放射能濃度の測定・評価方法および管理方法についての認可申請をおこないましたので、お知らせします。

今後、申請内容について原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

<主な申請内容>

1. 対象物

浜岡 1,2 号機 廃止措置の第 2 段階前半において発生する、タービン本体、主復水器、給復水系機器、ほう酸注入系機器、主蒸気配管などの解体撤去物のうち、放射能濃度がクリアランス制度に定める基準以下の金属類: 約 6,900 トン

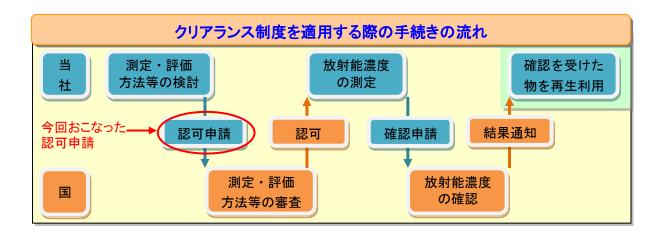
2. 測定:評価方法

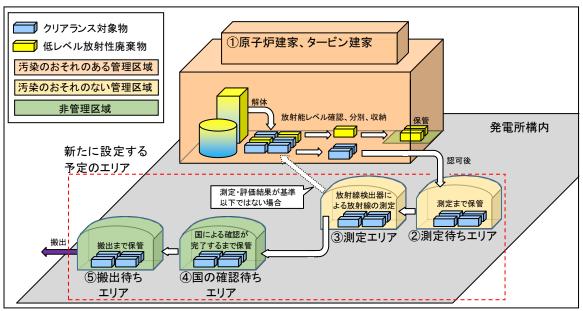
放射線検出器を用いて放射線の測定をおこなうことにより、コバルト(Co-60)、セシウム (Cs-134,Cs-137)などの放射能濃度を評価する。

3. 管理方法

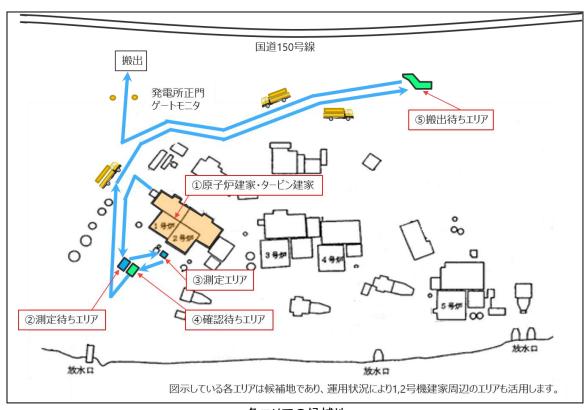
対象物を発電所から搬出するまでの間、測定・評価の進捗に応じたエリアを発電所の構内に新たに設定し、識別管理、異物の混入防止、汚染防止等の措置をおこなう。

注 1 原子力発電所の運転・保守や解体にともなって発生する廃棄物の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や一般の廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。





クリアランス対象物の搬出までの管理方法のイメージ



各エリアの候補地

以 上